

平成28年6月7日

第74回 神戸市個人情報保護審議会

学校と警察における相互情報連絡制度の  
実施について

(教育委員会事務局)

神教委指第669号  
平成28年6月7日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市教育長 雪村 新之助



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

相互情報連絡制度の協定による兵庫県警察への情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局指導部指導課

相互情報連絡制度の協定による兵庫県警察への情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【対象児童生徒に関する情報】

- ・氏名
- ・カナ
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所地
- ・学校
- ・学年、組
- ・事案の概要
- ・学校で取った措置

## 学校と警察における相互情報連絡制度の実施について

### 1. 趣旨

平成 27 年 2 月神奈川県川崎市の中学 1 年生殺人事件発生を受けて、同年 3 月発出の文部科学省通知文にも「教育委員会と警察本部が相互に児童生徒の個人情報を提供する制度を構築するよう積極的に取り組むこと」と通知が出され、以降各県・市教委において制度の協定締結がなされている。

これまで神戸市では、約 30 年前から学校組織と警察での連絡会を開催しており、各学校で警察署や少年サポートセンターと連携を図っている。また、教育委員会事務局に現職警察官、警察 OB を配置して、生徒指導等に関する助言を受ける等体制を確保するなど十分な連携を取ってきたものの、これまでは平成 16 年に締結した警察から学校への通報制度のみの運用にとどまっていた。

今後は、本市としても児童生徒の健全育成や事案の未然防止、犯罪被害防止を図る上で、児童生徒の生命・身体の保護や補導による立ち直り支援を進める警察へ個人情報を提供し、連絡体制を確立することで、相互の連携・協力体制を一層強化する。

### 2. 概要

これまで、警察が検挙や補導、保護措置等を行った児童生徒の中で、学校における教育的な視点からの事後指導等が必要と判断される事案については、学校通報制度に基づいて学校への情報提供がなされていた。本制度により、学校が保護者等と連携して解決するために対応を行っている児童生徒の問題事案のうち、警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援や指導に効果があると認められるような事案について、児童生徒の健全育成、犯罪被害や非行の未然防止を目的として、要件を定めて学校から警察への情報提供を行う。

#### (1) 収集・提供する情報（対象事案）

##### ア 学校から警察への情報連絡（提供）

- ① 犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案
- ② 学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である事案
- ③ 対象となる児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案
- ④ 対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺児童生徒に及ぶおそれのある事案

- ⑤ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案
- ⑥ その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案  
(語句説明)  
触法少年 (刑罰法令にふれる行為をした 14 歳未満の少年)  
ぐ犯少年 (犯罪を犯してはいないが、少年法で規定する一定の不良行状があり、その性格または環境に照らして将来罪を犯す虞(おそれ)がある 20 歳未満の少年)

#### イ 警察から学校への情報連絡 (収集)

- ① 逮捕した犯罪少年に係る事件
- ② 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事件
- ③ 身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事件
- ④ その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって、次に掲げるもの
  - a 次のいずれかに該当し、かつ、学校との連携による継続的な対応が必要であると通報責任者が認めるもの
    - (ア)学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること
    - (イ)非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなどぐ犯性が強い者であること
    - (ウ)周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
    - (エ)関係する児童生徒が複数であること
  - b その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの

#### (2)情報収集・提供の手続き (別添「学校と警察の相互連携に係る協定書 (案)」及び「学校と警察の相互連携に係る情報提供事務執行基準 (情報提供ガイドライン)」参照)

本制度に基づき情報連絡を行う場合、警察並びに学校の連絡責任者がその必要性について判断し、面会又は口頭により行う。

- ① 警察から情報提供を受けた場合は、警察からの情報収集票により情報を管理し、対象児童生徒の健全育成や安全確保に向けた指導等必要な措置を行う。
- ② 警察に対し情報提供する場合は、対象事案について要件の該当性、連絡の必要性等を総合的に判断し、学校長の判断により行う。
- ③ 対象児童生徒の情報について、情報連絡票により学校長の確認を行った後、

警察の連絡担当者に対する情報提供を行う。

### 3. 効果

学校側が保有している情報を警察へ提供することにより、学校だけでは対応できない児童虐待、福祉犯罪被害等にあっている児童生徒の早期保護や、行為者の逮捕等による重大事案の未然防止、環境改善を図ることができる。

そのほか、問題行動の続く児童生徒については、継続補導などを通じて立ち直りを目指すなど、関係機関が連携して児童生徒と関わりを持つことができ、健全育成に向けてきめ細かな対応が期待できる。

### 4. 対象校（学校数は平成 28 年度）

- ・神戸市立小学校 163 校
- ・神戸市立中学校 83 校（うち分校 2）
- ・義務教育学校 1 校
- ・神戸市立高等学校 10 校
- ・神戸市立工業高等専門学校 1 校
- ・特別支援学校 7 校（うち分校 1）

### 5. 実施時期

平成 28 年 9 月頃から実施（予定）

### 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」並びに「学校と警察の相互連携に係る協定書」、「学校と警察の相互連携に係る情報提供事務執行基準（情報提供ガイドライン）」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

- (1) 情報を取り扱う者は、学校長又は学校長が指定する者（教頭、生徒指導係教員等）のみに限定し、施錠機能を有する場所において適切に管理する。
- (2) 対応を終えたり、保存年度を経過した記録については、記録の内容を復元できない状態にして、速やかに廃棄する。
- (3) 連絡に用いる「情報連絡票」等の書面については、コンピュータ等への保存を禁止し、原則手書きとすることで、情報漏出を防止する。
- (4) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

## 学校と警察の相互連携に係る協定書（案）

神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と兵庫県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童生徒の健全育成を推進するための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定書を締結する。

また、協定の運用にあたっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童生徒に対する指導支援を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

### （目的）

第1条 この協定書は、教育委員会と警察本部が、児童生徒の健全育成のため、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して児童生徒の指導支援を行うことにより、児童生徒の安全確保及び健全育成に資することを目的とする。

### （個人情報の保護）

第2条 教育委員会及び警察本部は、個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取扱いを確保するものとする。

### （連携機関）

第3条 この協定において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会並びに神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、工業高等専門学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び兵庫県に所在する警察署（以下「警察」という。）

### （相互連携の内容）

第4条 連携機関は、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に向けて、一般的な連携はもとより、各々が有する児童生徒の情報を相互に提供し、必要に応じて対応について協議を行うものとする。

### （情報提供を行う事案）

第5条 この協定により提供する情報は、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。

- (1) 学校から警察へ相談又は連絡し情報提供する事案  
児童生徒にかかる次の事由があり、警察署等と連携し継続対応が必要と認められる事案  
ア 犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案

- イ 学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である事案
- ウ 対象となる児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案
- エ 対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれのある事案
- オ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案
- カ その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案

(2) 警察から学校へ連絡し情報提供する事案

- ア 逮捕した犯罪少年に係る事件
- イ 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事件
- ウ 身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事件
- エ その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって、次に掲げるもの
  - ① 次のいずれかに該当し、かつ、学校との連携による継続的な対応が必要であると通報責任者が認めるもの
    - (ア)学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること
    - (イ)非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなどぐ犯性が強い者であること
    - (ウ)周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
    - (エ)関係する児童生徒が複数であること
  - ② その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの

(相互連絡の範囲)

第6条 学校と警察が相互連携し、指導・支援するために相互連絡する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、クラスに関する内容等
- (2) 当該事案に関する概要等
- (3) その他児童生徒の安全確保及び健全育成に資するために必要な情報

(相互連携の責任者及び方法)

第7条 相互連携のための情報連絡の責任者及び方法は、次によるものとする。

- (1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長及び警察署長とする。
- (2) 連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が、面会又は口頭により、速やかに行う



こととする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集・提供した情報について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 秘密の保持を徹底する。
- (2) 収集・提供した文書（写しを含む）の保存期限は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。
- (3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外の者に提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うにあたっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

- (1) 提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 対象事案に関係する児童生徒への対応にあたっては、この協定の目的を踏まえ、教育的効果を考慮するとともに、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適正な措置を講ずること。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 連携機関は、この協定を円滑に実施するよう努めるとともに、疑義が生じた場合は、必要に応じて協議を行うものとする。

第12条 この協定は、平成28年〇月〇日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、神戸市教育長及び兵庫県警察本部生活安全部長が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年〇月〇日

神戸市  
教育長 印

兵庫県警察本部  
生活安全部長 印

学校と警察の相互連携に係る情報提供事務執行基準（情報提供ガイドライン）（案）

標記の機関において、市立学校に在籍する児童生徒の

- 1 非行・問題行動の防止と健全育成
- 2 非行・問題行動にかかる被害の未然防止
- 3 安全確保と犯罪被害の防止

等にかかる行動連携を推進し、それぞれの機関における関係児童生徒の指導・育成等に資することを目的とした相互間の情報提供を円滑に行うため、次のとおり情報提供事務執行基準（情報提供ガイドライン）を定めるものとする。

### 1 制度の目的

（目的）

第 1 条 この協定書は、教育委員会と警察本部が、児童生徒の健全育成、及び児童生徒の非行、問題行動並びに犯罪被害の防止に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して児童生徒の指導支援を行うことにより、児童生徒の安全確保及び健全育成に資することを目的とする。

本制度の目的は、神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校並びに工業高等専門学校に在籍する児童生徒を対象に、学校と警察が、相互に児童生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、「児童生徒の非行防止」、「犯罪被害防止」及び「健全育成」を図ることである。

さらに、教育委員会としては学校と警察との共通の上記目的に加えて、「教育的配慮」という視点も必要である。

警察から提供された個人情報は、学校における生徒指導に資するためのものであり、生徒に対して不利益となる処分を行うものであってはならない。

また、学校から警察への情報提供は、児童生徒に対して、保護者との連携のもと、十分な指導の積み重ねの上で行われるものであり、さらに警察の専門的知識が必要と判断される場合に限り行われるものである。

情報提供を行った場合も、学校と警察による連携した指導は継続して取り組むこと。

### 2 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第 2 条 教育委員会及び警察本部は、個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取扱いを確保するものとする。

収集した情報について、秘密保持を徹底し、たとえ学校内の教職員であっても、連携の従事者または取扱者以外に情報を漏らしてはならない。

また、本制度における情報は、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とするものであり、その他の目的のために利用してはならない。

### 3 連携機関

（連携機関）

第3条 この協定において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会並びに神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、工業高等専門学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び兵庫県に所在する警察署（以下「警察」という。）

本制度においては、基本的には各学校と警察署が直接の連携機関として、相互に児童生徒の個人情報を提供し、緊密に連携し指導に活用する。

しかし、事案の内容により、教育委員会（指導部指導課生徒指導係）、警察本部（生活安全部少年育成課）を連携機関として対応することとする。

（例）教育委員会と警察本部の連携が必要と認められる事案

- ・ 重要犯罪など多大な社会的反響が予想される事案
- ・ 関係者が複数の学校や校種にまたがる等、学校と警察署のみでの対応が困難と判断される事案 等

#### 4 連携の内容

（相互連携の内容）

第4条 連携機関は、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に向けて、一般的な連携はもとより、各々が有する児童生徒の情報を相互に提供し、必要に応じて対応について協議を行うものとする。

学校と警察とは、これまでも、学校警察連絡協議会等を通じて連携を図っており、本制度の実施においても、これまでどおりの相互連携を継続することには変わりはない。

本制度は、これまでの連携からさらに一層進んだ連携を行うためのものである。

連携機関は、非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図るため、日頃から様々な意見交換を行うなど一般的な連携を図って、相互に信頼関係を高めておく必要がある。

#### 5 情報提供を行う事案

##### 5-1 学校から警察への連絡対象事案

（情報提供を行う事案）

第5条 この協定により提供する情報は、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。

##### (1) 学校から警察へ相談又は連絡し情報提供する事案

児童生徒にかかる次の事由があり、警察署等と連携し継続対応が必要と認められる事案

ア 犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案

イ 学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である事案

ウ 対象となる児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案

エ 対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺児童生徒に及ぶおそれのある事案

オ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案

る事案

カ その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案

(1) 基本的な考え方

学校内における児童生徒の問題は、必要に応じて保護者との連携を図りながら、学校内で解決することが基本であり、学校から警察へ情報提供するにあたっては、事前の学校での指導や、保護者との連携した取組を行った上で、本制度の適用に基づく情報提供を検討する。

なお、本制度は児童生徒の非行・被害防止及び健全育成を目的としたものであるため、被害の届出や刑事訴訟法の告発、事件に関する相談については、刑事訴訟法第239条「公務員の告発義務」を根拠とした本制度外での対応となる。

(2) 情報提供の要件

学校が警察に情報提供する要件は、

ア 協定書に規定した情報提供する事案に該当すること

イ 学校での指導、支援等の取組の中で判明した状況等から、「警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援や指導に効果がある」、または「対象となる児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす」と校長が合理的に判断した場合

とする。

情報提供の判断は、事案に応じた対応が求められるため、疑義が生じた場合は教育委員会事務局（指導課生徒指導係）へ相談すること。

(3) 学校が情報提供する事案

学校が警察へ情報提供する場合は、上記要件を満たし、かつ協定書第5条第1項に定める事案である。

ア 犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案

①法令に反する行為をした場合。

想定例～暴力事案、器物損壊、窃盗等の犯罪行為など

②犯罪または触法事案のおそれがある（ぐ犯性がある）。

想定例～○大麻、覚せい剤、危険ドラッグなど薬物乱用の疑いがある。

○保護者の正当な監督に服しない、正当な理由なく家庭に寄りつかないなど、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがある。

(参考)「ぐ犯少年とは」

少年法第3条第1項

3 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること

ロ 正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと

ハ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること

ニ 自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること

イ 学校内外において、粗暴行為等を取行する非行集団の構成員である事案

暴走族や暴力団等の非行集団の構成員となっている場合、または、そのような非行集団との繋がりにより、児童生徒に危害を加えたり（加えられたり）する場合。

ウ 対象となる児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認めら

れる事案

- ①学校内外の者から暴行、傷害、恐喝、いじめ（学校での対応が困難である場合）を受けている場合、またはそのおそれがある場合。
- ②インターネットやSNS等を利用し、児童生徒に対する誹謗中傷、いじめ（学校での対応が困難である場合）、またはいじめに繋がるような書き込み等がなされている場合。
- ③学校で児童生徒の所在確認が取れず、安否確認ができない場合。
  - 家庭訪問を行っても、保護者が児童生徒との面会を拒絶するなど、児童生徒の安全・健康状態等が確認できない場合。
  - 児童生徒の保護者を含めて所在不明となっている場合。
  - 児童生徒が家出して連絡が取れなくなっている場合。
- ④ストーカーやデートDV被害にあっている。
- ⑤児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、青少年愛護条例違反等少年の福祉を害する犯罪被害にあっている場合。

エ 対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺児童生徒に及ぶおそれのある事案

同級生、後輩等に対し、非行グループへの加入を強制したり、万引き、恐喝等の犯罪を強制させている疑いが認められる場合。

オ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案

複数の該当する学校間の連携を密に取ることは当然であるが、次の想定例のような場合は、警察との緊密な連携を取り、児童生徒の非行・再非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を効果的に図る必要がある。

想定例

異なる学校に在籍する児童生徒、学区を越えた友人関係等、学校で把握できない関係の中で、児童生徒が事件に巻き込まれるおそれが認められる場合。

カ その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案

上記ア～オに記載されている以外的事案で、児童生徒の安全確保や健全育成のために警察と連携した指導が必要と校長が判断した場合であり、この場合、校長等はためらわずに相談または連絡し、連携して対応をするようお願いする。

事案の性質、児童生徒の態度や保護者の養育姿勢・監護能力などを総合的に勘案して判断する。

## 5-2 警察から学校への連絡対象事案

(情報提供を行う事案)

第5条 この協定により提供する情報は、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。

(2) 警察から学校へ連絡し情報提供する事案

ア 逮捕した犯罪少年に係る事件

イ 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事件

ウ 身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年

に係る事件

エ その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって、次に掲げるもの

- ① 次のいずれかに該当し、かつ、学校との連携による継続的な対応が必要であると通報責任者が認めるもの
  - (ア) 学校内外において、粗暴行為等を取行する非行集団の構成員であること
  - (イ) 非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなど、犯性が強い者であること
  - (ウ) 周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
  - (エ) 関係する児童生徒が複数であること
- ② その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの

(1) 基本的な考え方

警察からの情報提供は、非行等を行った児童生徒の立ち直り支援が目的であるため、収集した情報に基づき、学校が家庭や警察との連携により、必要な立ち直りのための支援を行うこととする。

(2) 警察から情報提供される情報

警察から提供を受ける情報については、平成 16 年から運用されている「学校通報制度」に基づく情報と変更はない。

特に事案の内容から、児童生徒に対する指導を促進するために学校と連携対応を要すると認められる場合に、通報を行う。

- ※ 捜査未了や共犯者がいる等捜査上の理由から、提供されない場合もある。
- ※ 非行集団～暴走族や暴力団等の集団を指す。
- ※ 各種法令に違反する行為を行っている場合で、単に飲酒、喫煙のみの補導では提供されない。

## 6 連絡の内容、方法

(相互連絡の範囲)

第 6 条 学校と警察が相互連携し、指導・支援するために提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、クラスに関する内容等
- (2) 当該事案に関する概要等
- (3) その他児童生徒の安全確保及び健全育成に資するために必要な情報

### 6-1 情報提供の内容

(1) 学校から警察への提供の場合

- ① 児童生徒の氏名、住所、生年月日、年齢等
- ② 当該事案の概要
- ③ 当該事案に関して学校が行った指導状況等であって、関係児童生徒の健全育成に役立つなど、連携協定書の目的に適合する内容であること。

(2) 警察から学校への提供の場合



①児童生徒の氏名、住所、生年月日、年齢等

②当該事案概要

③警察で行った指導や措置

等であって、学校における関係児童生徒の健全育成に役立つなど、連携協定書の目的に適合する内容であること。

## 6-2 学校から警察への連絡の要領

学校から警察への情報提供は、学校において児童生徒に対して、保護者等との連携のもと、十分な指導支援の積み重ねの上で、校長が情報提供の必要性について検討し、警察と連携し継続対応が必要と判断された事案について、警察署長又は警察署長が指定する者に対して面接又は電話により口頭で行うこととする。

なお、電話（口頭）による場合は、相手方の確認を確実にすること。

### (1) 情報連絡票の作成

学校から警察に情報提供を行う際、連絡担当者は提供する情報を管理するため、情報連絡票を作成し、学校長の確認を経て情報連絡を行うこと。

校長は、情報連絡票を確認し、その内容が本制度の趣旨、目的等に照らして、児童生徒を取り巻く環境、状況等から合理的に判断した上で、必要性が認められた場合、情報連絡票の記載内容について警察への情報提供を行うこととする。

### (2) 情報連絡票の記載要領

①「連絡年月日時」…提供した日時を記載する。

②「提供担当者」…提供した教職員の職、氏名を記載する。

③「警察担当者」…収集対応した警察官の所属、職、氏名を記載する。

④「事案種別・提供番号」…整理台帳から一連番号による番号と事案種別を記載する。

⑤「児童生徒」…事案に係る児童生徒の氏名、住所等について記載する。

⑥「事案概要」…提供した事案の概要を記載する。

⑦「学校が行った措置・結果等」

…特別指導、家庭訪問など学校の行った措置を記載する。

⑧「備考」…本人への通知、保護者への連絡状況などについて記載する。

### (3) 本人への通知、保護者への連絡

#### ア 基本的な考え方

学校から警察への情報提供は、学校が家庭との連携による繰り返しの指導が前提となっており、指導の中で警察への相談を検討し、必要と判断される場合に学校から警察へ情報提供を行うものであることから、基本的には本人及び保護者への通知連絡は指導の中で行われることとなる。

なお、本人への通知は口頭又は文書によるものとする。また、本人に対して通知した日時は、情報連絡票の備考欄に記載しておくこと。

#### イ 本人通知時の危害防止

本人及び第三者に危害が及ぶおそれがある場合（自傷行為、再被害・非行等）は、危害が回避されたと判断された時点で、本人への通知を行うこととする。

なお、緊急の場合は、情報提供後、速やかに本人への通知を行う。

#### ウ 保護者への連絡

学校から警察へ情報を提供する場合は、学校や家庭での生活指導に加えて、警察による専門的知識等から児童生徒の健全育成を図るものであることから、保護者連絡を行い、連絡状況について情報連絡票の備考欄に記載する。

その際、保護者連絡により児童生徒に危害が及ぶおそれがある場合（虐待事案等）は、その必要性について警察の連絡担当者とも十分な協議を図り、慎重な対

応を行うこと。

(4) 教育委員会事務局への報告

情報提供を行う際に疑義が生じた場合は、学校から警察への情報提供を行う前に指導課生徒指導係に事前相談等を行うこと。

また、警察に情報提供した後、校長が特に必要があると認める場合は、情報連絡票の写しにより、指導課生徒指導係まで報告し、情報連絡票等の備考欄にその旨を記載しておくこと。

6-3 警察から学校への連絡要領

警察から学校への情報提供は、平成16年から運用されている「学校通報制度」に基づいて行うこととなるため、警察署において検挙・補導等した児童生徒のうち、教育的視点による学校の事後指導等が必要であると判断される事案について、学校と連携した対応を行うため、学校長又は学校長が指定する者に対して面接又は電話により口頭で行うこととする。

(1) 「警察からの情報収集票」の作成

学校の連絡担当者は、警察から情報を収集すれば、「警察からの情報収集票」に必要な事項を記載し、情報の適正管理に努めること。

また、連絡責任者である学校長に対し、報告を行うこと。

(2) 本人への通知、保護者への連絡

ア 基本的な考え方（警察から学校への情報提供）

学校は、警察から情報提供を受けることで、対象児童生徒の非行防止や犯罪被害防止等に向け、本人への通知等を行い、適切な指導や支援を行うこととなる。

本人に対して通知した際は、その日時を警察からの情報収集票の備考欄に記載しておくこと。

イ 本人通知時の危害防止

本人及び第三者に危害が及ぶおそれがある場合は、危害が回避されたと判断された時点で、本人への通知を行うこととする。

(例) 本人通知により危害が生じるおそれのある場合

- ・児童生徒が自傷行為等に及ぶおそれがある
- ・再非行により、二次的被害の発生が懸念される 等

ウ 保護者への連絡

警察は、学校通報制度により、基本的には児童生徒を逮捕した場合などには保護者に連絡を行うこととしているので、警察から情報を収集する場合は、保護者連絡がなされているか確認し、連絡状況について情報収集票の備考欄に記載する。

以後、学校は保護者と連携した指導等にあたることとなるが、保護者連絡により児童生徒に危害が及ぶおそれがある場合（虐待事案等）は、その必要性について警察の連絡担当者とも十分な協議を図り、慎重な対応を行うこと。

エ 不利益となる処分の禁止

本制度で行う情報の連携は、懲戒処分を課すものではなく、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のために実施するものであるため、警察からの情報提供によって立ち直りに向けた支援を行うこと。

(3) 教育委員会事務局への報告

警察から情報を収集した際、その事案の内容から校長が特に必要があると認める場合は、情報連絡票の写しにより、指導課生徒指導係まで報告する。



また報告すれば、警察からの情報収集票の備考欄にその旨を記載しておくこと。

#### 6-4 連絡の方法

##### (1) 面接又は電話による連絡

情報連絡の方法は、原則として面接又は電話によって行うものとする。

なお、電話による場合は、相手方の確認を確実にを行うこと。

##### (2) ファックスや電子メール等による提供の禁止

ファックスや電子メールなどは、誤配信や外部からの不正アクセス等により、情報が流出するおそれがあるものは、使用を禁止する。

### 7 連携の従事者

(相互連携の責任者及び方法)

第7条 相互連携のための情報連絡の責任者及び方法は、次によるものとする。

(1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長及び警察署長とする。

(2) 連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が、面会又は口頭により、速やかに行うこととする。

##### (1) 連絡担当者

学校と警察との間で、情報の提供及び収集等を行う者を『連絡担当者』とする。連絡責任者である校長は、連絡担当者として教頭、生徒指導係教員等から、事案に応じて指定する。

なお、指定する者の範囲については、当該児童生徒に対する指導等を行う者など、必要最小限の範囲で指定するものとする。

##### (2) 校長の役割

校長は、連絡責任者として情報の提供及び収集を行うとともに、本制度における個人情報の管理責任者として、情報連絡票等の管理、保管、情報の利用等に関する事務を総括する。

##### (3) 警察における連携の担当者

警察における連携の担当者は、少年警察を担当する生活安全課長または少年係長であり、平素から連携を確保しておく必要がある。

### 8 秘密の保持

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集・提供した情報について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 秘密の保持を徹底する。

(2) 収集・提供した文書（写しを含む）の保存期限は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。

(3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外の者に提供してはならない。

##### (1) 情報連絡票等の管理

学校では、情報を収集した際は「警察からの情報収集票」、情報を提供した際は、情報連絡票を作成する。

情報連絡票等をパソコン等で作成する場合は、電子媒体に保存した場合、隠しファイル等によりデータが流出するおそれが生じるため、そのデータをパソコン本体

や電子媒体に保存してはならない。

また、情報連絡票等は、教育委員会への報告及び協議等のため必要がある場合を除き複写してはならない。

情報連絡票の取扱いを終えたら、速やかに提供整理台帳へ記入し、その管理状況を明らかにする。

警察からの情報収集票、情報連絡票、及び提供整理台帳は、校長が直接管理・保管するものとする。

#### (2) 情報連絡票の保存期間

情報連絡票の保存期間は1年間とし、作成日の属する年度の翌年度末にシュレッダーなどで復元できないように破碎し、確実に廃棄する。

また、当該児童生徒に対する対応（警察であれば事件化、学校であれば卒業、児童生徒への指導等）が終了すれば、廃棄することとする。

廃棄の状況については、廃棄の日時、廃棄者について整理台帳に確実に記載する。

#### (3) 管理状況の確認

連絡票及び各整理台帳の管理状況について、必要に応じて、指導課が該当校の管理状況について確認を行う。

### 9 連携機関の責務

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うにあたっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

(1) 提供する情報については、正確を期すること。

(2) 対象事案に係る児童生徒への対応にあたっては、この協定の目的を踏まえ、教育的効果を考慮するとともに、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適正な措置を講ずること。

#### (1) 学校から警察への情報提供の場合

警察に対する情報提供の内容については、児童生徒の非行・犯罪被害防止、及び健全育成に資するため、情報連絡票に定める内容を提供することとし、本人への指導、支援の中で得た情報だけでなく、関係者からの聴取、家庭や関係機関との連携を通じ、でき得る限り正確な情報を把握し、適切な取扱いに努めること。

#### (2) 警察から学校への情報提供の場合

警察から情報提供を受ける場合は、児童生徒の非行・犯罪被害防止、及び健全育成に資するため、情報収集する際に警察担当者の確認、情報内容の根拠等を確認するとともに、情報収集後は速やかに情報収集票に記載して関係者へ申し継ぎを図る等、情報内容についてでき得る限り正確性を確保すること。

### 10 制度の検証

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

#### 1 検証

教育委員会と警察本部は、年度毎に、情報提供及び情報収集した事案について、その後の指導状況及び指導結果などについて、検証を行う。

2 報告

本制度の運用状況について、上記検証結果を年度毎に取りまとめ、教育委員会会議において報告を行うこととする。

3 学校に対する指導状況及び指導結果の報告

教育委員会は、情報提供及び情報収集した事案について、該当する校長に対して、その後の指導状況及び指導結果などについて報告を求めることができる。

## 警察からの情報収集票

(平成            年度)

番号	収集月日・方法	警察担当者	受理者	対象児童生徒	内容	廃棄(抹消)日・理由	備考
1	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	
2	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	
3	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	
4	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	
5	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	
6	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	
7	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	
8	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 (            )	

**※警察からの通報対象事案 分類表**

- ①逮捕した犯罪少年に係る事案
- ②児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事案
- ③身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事案
- ・その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって以下の4項目いずれかに該当
- ④学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること
- ⑤非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなど、ぐ犯性が強い事案
- ⑥周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
- ⑦関係する児童生徒が複数であること
- ⑧その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの

## 情報連絡票

連絡年月日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
提供担当者	職名 <small>学校長 教頭 生徒指導係教員 その他( )</small> 氏名
警察担当者	警察署 (連絡先 ) 職名 氏名

事案種別		提供番号	H28 -
児童生徒	氏名(読み)	( )	
	生年月日	平成 年 月 日生 ( 歳)	
	住所		
	学年、組	学校 年 組	
事案概要			
学校が行った措置・結果等			
備考			

情報提供確認印	
---------	--

※ 情報提供の確認は学校長

## 提 供 整 理 台 帳

(平成            年度)

番号	提供月日	警察担当者	提供者	対象児童生徒	内容	廃棄(抹消)日・理由	備考
1	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	
2	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	
3	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	
4	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	
5	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	
6	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	
7	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	
8	月 日	所属		年 組		H . . .	
	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	氏名		( 歳)		理由 ( )	

※学校から警察への通報対象事案 分類表

- ①犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案
- ②学校内外において、粗暴行為等を取行する非行集団の構成員である事案
- ③児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案
- ④対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれのある事案
- ⑤複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案
- ⑥その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案